

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業
に係る環境影響評価審査会 答申書
（案）

令和3年6月

神戸市環境影響評価審査会

第 ● 号
令和 3 年 ● 月 ● 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 山下 淳

答 申

令和 3 年 2 月 17 日，神戸市環境影響評価等に関する条例第 36 条第 3 項において準用する同条例第 21 条第 2 項の規定に基づき，市長から諮問のありましたフェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価に関し，慎重に調査審議を重ね，次のとおり結論を得たのでここに答申いたします。

神環環環第 1236 号

諮 問

フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書についての市長意見書の作成にあたり、環境の保全の見地からの意見を賜りたく、神戸市環境影響評価等に関する条例第 36 条第 3 項において準用する同条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、諮問いたします。

令和 3 年 2 月 17 日

神戸市環境影響評価審査会
会 長 山下 淳 様

神戸市長 久元 喜造

目 次

I	はじめに	1
II	意見	2
1	全般的事項	3
	(1) 確実な環境保全措置の継続	3
	(2) 護岸への藻場の形成	3
	(3) 環境影響評価書における詳細な記述	3
	(4) 事後調査の実施	3
2	個別的事項	4
	(1) 水質	4
	(2) 動物, 植物, 生態系	4
	(3) 温室効果ガス等	5
	○神戸市環境影響評価審査会及び専門部会 提出資料一覧	6
	○神戸市環境影響評価審査会及び専門部会 審議経過	7
	○神戸市環境影響評価審査会 委員名簿	8
	○神戸市環境影響評価審査会専門部会 委員名簿	9

1 I はじめに

2 今回の諮問は、「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業 環
3 境影響評価準備書（以下「準備書」という。）」についての市長意見書の作成に
4 あたり、環境の保全の見地からの意見を求められたものである。

5 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業（以下「本事業」とい
6 う。）は、「六甲アイランド南建設事業」として環境影響評価を行い、平成9年
7 12月に公有水面埋立免許を取得し着工した区域のうち、陸上残土等による埋
8 立てを計画していた未施工の部分を管理型最終処分場として整備、利用する
9 ものである。

10 大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「事業者」という。）は、環境影響
11 評価法（平成9年法律第81号）に基づき、本事業の環境影響評価に必要な調
12 査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果を取りまとめた準備書を作成
13 している。準備書は、令和3年1月27日から同年2月26日まで公衆の縦覧
14 に供された。

15 神戸市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）は、令和3年2月17
16 日、市長より諮問を受け、審査会及び専門部会において、準備書のほか補足資
17 料の提出を求め、専門的見地から慎重に審議を行った。

18 **Ⅱ 意見**

19 本事業に係る環境影響評価は、予測・評価の対象とした各環境要素について、
20 概ね適切に実施されている。

21 今後、計画の詳細設計を検討していく過程において、本意見に十分留意した
22 うえで、環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、積極的かつ柔軟に
23 実施していく必要がある。

24

25 **1 全般的事項**

26 **(1) 確実な環境保全措置の継続**

27 本事業は長期間にわたって行われる事業であることから、準備書に記載さ
28 れた環境保全措置を継続して、確実に実施する必要がある。

29

30 **(2) 護岸への藻場の形成**

31 藻場は、海洋生態系において重要な役割を担っており、陸域の森林等と同
32 様に二酸化炭素を吸収・固定化する機能も有する。準備書においては、捨石
33 傾斜堤式護岸を採用するとしているが、護岸の詳細設計にあたっては、可能
34 な限り藻場が形成・維持されやすい護岸構造を検討する必要がある。

35

36 **(3) 環境影響評価書における記載上の留意事項**

37 準備書において、施工性や経済性などから鋼矢板式を遮水シート式に変
38 更するとしているが、当該遮水シート式の施工方法・安全性・耐久性に関す
39 る説明が十分になされているとは言い難い。廃棄物最終処分場において、遮
40 水性能は最も関心の高い事項の一つであることから、遮水性の確保に関す
41 る情報を積極的かつ丁寧に説明する必要がある。

42 また、審査会における審議を通じて、大気質の予測結果等を一部修正する
43 必要が出てきたことから、環境影響評価書には修正後の等値線図を記載す
44 る必要がある。

45

46 **(4) 事後調査の実施**

47 準備書において、予測の結果は熟度の高い事業計画に基づいており、環境
48 保全措置の効果の不確実性も低いことから、環境影響評価法に基づく事後
49 調査は行わないとしているが、予測方法の妥当性及び予測評価の結果を検

50 証するとともに、環境保全措置の履行状況を確認するため、神戸市環境影響
51 評価等に関する条例に基づく事後調査を実施する必要がある。

52 また、廃棄物の埋立終了後も廃棄物最終処分場の遮水性能が継続して維
53 持されていることを周辺海域の水質モニタリング等により確認する必要が
54 ある。

55 なお、事後調査の過程で、予測した環境影響に大きな差異が生じた場合や、
56 現時点で予測しえなかった環境影響が生じた場合は、関係行政機関に報告
57 の上、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行う必要がある。

58

59 2 個別的事項

60 (1) 水質

61 ア 護岸工事による水の濁りや懸濁物（浮泥）の発生による影響を低減する
62 ため、汚濁防止膜を適切に設置する等の措置を確実に実施する必要がある。
63 また、水の濁りや浮泥に関する防止措置が効果的に実施されているか
64 どうかを確認するため、事業実施区域周辺の水の濁りや付着生物が生息・
65 生育しうる場所への浮泥堆積状況を定期的に調査することが望ましい。

66 イ 遮水シートが十分な遮水性能を有していたとしても、施工方法に不備
67 があった場合は必要な遮水性能が得られないため、施工中の管理及び施
68 工後の水質モニタリングを徹底する必要がある。

69 ウ 排水処理施設の適切な運転管理及び維持管理を行うとともに、定期的
70 に水質管理を行い、適正な水質の確保に努める必要がある。

71

72 (2) 動物、植物、生態系

73 ア 生態系の注目種としてワカメを選定しているが、水温や養殖など本事業
74 以外の要因からの影響を比較的受けにくいと考えられるアカモク（シ

75 ダモク), タマハハキモク等を指標種とすることが望ましい。

76 イ 本事業実施区域を含む六甲アイランド南建設事業は現在も工事中であ
77 るが、一部の護岸は既に整備されており、これらの護岸には藻場が形成さ
78 れるなど、新たな生態系が形成されている。そのため、工事による水の濁
79 りや浮泥が、既に形成された藻場や今後形成される藻場に与える影響を
80 最大限低減する必要がある。

81

82 (3) 温室効果ガス等

83 温室効果ガスの排出が少ない重機や船舶の採用及びこれらの適切な点検
84 整備, 環境負荷の小さい運転の励行等の措置を確実に実施するとともに, 太
85 陽光発電や蓄電池を積極的に活用する等, 温室効果ガス排出量の削減に最
86 大限努める必要がある。

87 また, 事後調査を実施し, その削減効果を確認する必要がある。

88

89

90

神戸市環境影響評価審査会及び専門部会 提出資料一覧

91

92 資料1 フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る準備書手続について

93 【令和3年2月 神戸市環境局】

94 資料2 大阪湾フェニックス事業について

95 【令和3年2月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

96 資料3 フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業 環境影響評価準備書

97 【令和3年1月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

98 資料4 フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業 環境影響評価準備書(要約書)

99 【令和3年1月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

100 資料5 フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業

101 環境影響評価準備書のあらまし

102 【令和3年1月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

103 資料6 第192回審査会における委員意見に対する回答

104 【令和3年3月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

105 資料7 第192回審査会における委員意見に対する回答

106 【令和3年5月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

107 資料8 専門部会(3月15日開催)における委員意見に対する回答

108 【令和3年5月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

109 資料9 専門部会(5月28日開催)における委員意見に対する回答

110 【令和3年6月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

111 資料10 「フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る環境影響評価準備

112 書」の公告、縦覧及び説明会開催についての報告、並びに意見書の提出による意

113 見の概要及び当該意見についての事業者の見解について

114 【令和3年3月 大阪湾広域臨海環境整備センター】

115 参考資料1 神戸市環境影響評価審査会専門部会 委員名簿

116 参考資料2 神戸市環境影響評価審査会規則及び運営規程

神戸市環境影響評価審査会及び審査会 審議経過

回	開催会種別	開催日	開催場所	審議内容
第1回	審査会	令和3年2月17日(水) 14:00~16:30	Web会議	○諮問 ○個別事項の審議
第2回	専門部会	令和3年3月15日(月) 9:55~12:05	神戸市環境局 研修会館	○個別事項の審議
第3回	専門部会	令和3年5月28日(金) 10:00~11:45	神戸市環境局 研修会館	○個別事項の審議 ○専門部会報告 骨子案の審議
第4回	専門部会	令和3年6月9日(水) 10:00~12:00	神戸市環境局 研修会館	○個別事項の審議 ○専門部会報告案の 審議
第5回	審査会	令和3年6月25日(金) 9:30~11:30	Web会議	○答申案の審議

神戸市環境影響評価審査会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名
芥 川 真 一	神戸大学大学院工学研究科教授
市 川 陽 一	龍谷大学名誉教授
丑 丸 敦 史	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
岡 村 秀 雄	神戸大学内海域環境教育研究センター教授
○ 川 井 浩 史	神戸大学内海域環境教育研究センター特命教授
島 正 之	兵庫医科大学教授
島 田 洋 子	京都大学大学院工学研究科准教授
花 嶋 温 子	大阪産業大学デザイン工学部准教授
花 田 眞 理 子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科教授
林 ま ゆ み	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特命教授
平 井 規 央	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授
藤 川 陽 子	京都大学原子炉実験所准教授
藤 原 建 紀	京都大学名誉教授
増 田 啓 子	龍谷大学名誉教授
宮 川 雅 充	関西学院大学総合政策学部教授
◎ 山 下 淳	関西学院大学法学部教授
吉 田 長 裕	大阪市立大学大学院工学研究科准教授

◎会長 ○副会長

神戸市環境影響評価審査会専門部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名
岡 村 秀 雄	神戸大学内海域環境教育研究センター教授
○ 川 井 浩 史	神戸大学内海域環境教育研究センター特命教授
藤 原 建 紀	京都大学名誉教授
◎ 山 下 淳	関西学院大学法学部教授

◎部会長 ○副部会長